

介護予防・日常生活支援総合事業導入スケジュール(案)

H27年11月 三田市介護保険課

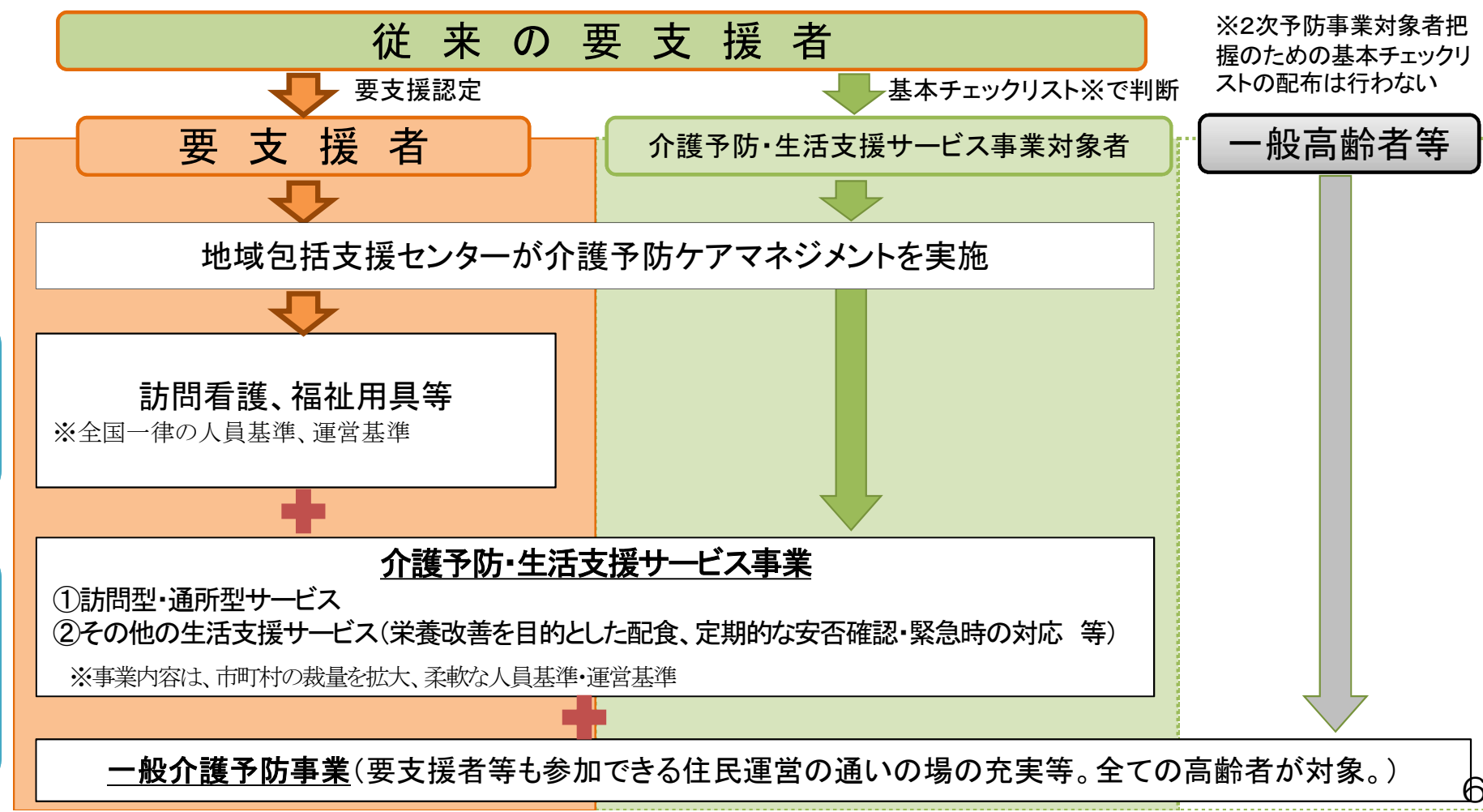
時期	項目	検討予定事項
12月下旬	第1回総合事業検討会議(庁外関係機関)	①検討会議の概要について ②総合事業の概要について ③今後の予定について ④アンケート案について
12月下～1月中頃	アンケート調査	ケアマネジャー、予防事業者向アンケート実施 (要支援者のニーズ調査・事業所の参入意向調査)
H28 2月	第2回総合事業検討会議(庁外関係機関)	以降、総合事業のサービス基準等に関する検討 ①アンケート結果報告 ②市の事業方針案等(サービス類型・基準・単価等)について議論
5月	第3回総合事業検討会議(庁外関係機関)	①第2回検討会議での意見を参考に市が方針案を修正 ⇒修正案について議論
		サービス素案に対するパブリックコメント実施
	第4回総合事業検討会議(庁外関係機関)	総合事業方針案の決定
6月～7月		サービス体系・基準・単価等がある程度想定された段階でケアマネジメントに関する検討を開始
	第1回総合事業ケアマネジメント会議(地域包括支援センター等)	総合事業に係るケアマネジメントの在り方について議論 ①現行ケアマネジメントの課題整理 ②総合事業でのケアマネジメントガイドライン案の作成 ③様式等の作成
		以降、ケアマネジメントに関する検討 ⇒できれば秋頃までにケアマネジメントガイドラインの決
8月～	総合事業開始に向けての環境整備	■事業者向け ①事業者向け説明会の実施 ②要綱等の整備 ③指定事業者・委託事業者の募集 ④事業者指定・委託契約等 ⑤事業者登録 ⑥国保連合会との契約
※詳細未定		■利用者向け ①利用者への周知 ※既存利用者には次回更新時に契約変更が必要な旨の周知等 ②総合事業パンフレット等の作成 ③その他
		H29年4月総合事業開始

◆介護予防・日常生活支援総合事業に対する市の考え方

- ・現時点では国ガイドラインに示されたサービス類型(現行相当/サービスA/サービスB/サービスC)については原則実施の方向
- ・現行相当及びサービスAについては、既存の民間事業者(デイ・ヘルプ)やNPO法人、シルバー人材センター等の参入に向けて検討予定
- ・サービスBに関しては、既存の高齢者ふれあいサロン等があるが、総合事業に位置付けるかは未定

【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

第2 サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P20～)

①訪問型サービス (P21～)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス (P22～) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス (P23～)

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。